

議事の経過

開議 午前 10 時

○佐藤倫与議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○小松俊江事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数 14 人、欠席 1 人、出席 13 人であります。

欠席の山下正浩議員は、所用のため欠席の届出があつております。

以上で諸般の報告を終わります。

○佐藤倫与議長 これより日程に入ります。

日程第 1、一般質問を行います。

7 番 小松進議員。

○7 番（小松 進議員） 通告に基づきまして一般質問をいたします。よろしくお願ひします。

まず、初めに 8 月 17 日に安芸市長に出馬され、無投票当選されました西内直彦新市長、当選おめでとうございます。9 月 3 日初登庁され、たくさんの市民、職員の歓迎を受け、これから安芸市的人口が増加に転じるためには、選ばれるまちにならなくてはいけない、働く意義を感じられる企業の育成が必要、また、地域の活性化のために起業などを支援し、やりたいことができるまちにし、現場の声を拾い、市民のもとに足を運びますと表明されています。

御存じのように、安芸市の人口は令和 7 年 8 月末で 1 万 5,265 人です。新しい風を吹かせて、一日も早く人口減少対策を行い、一人でも人口が増加する施策の実行をぜひお願ひいたします。

この件につきましては、次回の一般質問で質問させていただきます。

それでは、まず、1 番目の安芸市どうなっていますか。

（1）安芸市元気館 元気風呂についてお伺いします。

①現状について。

平成 11 年開業の元気風呂は、午後 3 時から午後 8 時の営業で、毎週火曜日と 1 月 1 日から 3 日は休業でした。男性、女性問わずたくさんの市民の皆様から愛され、1 日の疲れをリフレッシュできる憩いの場所です。また、タートルマラソンはもとより、あらゆるスポーツ大会、イベント後の市民の皆様に活用されてきました。

27 年目を迎える元気風呂が 10 月 1 日から、本日から改修調査のため休業しています。その話が 6 月 20 日の議員協議会で初めて説明がありましたが、多くの市民の皆様には周知不足ではないかと感じます。

今までの実績と状況についてお伺いします。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 お答えします。

現状としまして、元気風呂の設備状況、運営費用、利用実績、課題、対策についてお答えします。

元気風呂は、平成 11 年開業から長年経過いたしておりまして、施設の老朽化が著しく、設備の不具合による修繕が絶えず、赤字経営が続いている中、大規模改修が必要な時期を迎えて、施設存続の可能性について考えなければならない大変厳しい状況にございます。

設備は全面的な更新が必要で、浴槽の水漏れに加え、天井、屋根裏や床材等の木材部分は、シロアリ被害により大半が全交換を要します。修繕・更新必要箇所が数十か所以上に及ぶ状況でございます。

運営費用は年間約 1,500 万円で、直近 5 年間の平均収支は年間約 1,000 万円の赤字となっております。

利用実績は、直近 5 年間の平均利用者数は、1 万 5,152 人であります。

令和 6 年度 3 月に実施した利用者アンケートでは、週 1 回以上の利用者が 45 人で、人口に占める割合は 0.29% となっております。

課題としまして、元気風呂を存続する場合は、大規模な修繕・改修に係る財源確保と、改修後は収支のバランスが取れた運営のために受益者負担の増額が必要になると考えられます。受益者負担は、現行の使用料では赤字解消に至らず、収支均衡のためにはプラス 700 円の値上げが必要ではないかと試算しております。

一方、元気風呂を存続しない場合は、跡施設利用の検討が必要となります。

最後に、対策としましては、今議会の市長開会挨拶にありましたとおり、元気風呂を本日 10 月 1 日から休業して、施設設備全体の老朽度調査を行い、調査結果を基に今後の方針を検討することとしております。以上です。

○佐藤倫与議長 7 番 小松進議員。

○7 番（小松 進議員） ありがとうございます。

2 番まで言っていたきましたんで、ちょっと質問ができんなりかけてますが、今、先ほど直近の 5 年間で年間 1,000 万円と言われておりましたが、実際にはこのコロナ禍もあり、それと今まで、後で言いますけど、やっぱり料金も 370 円とすごく安かったです。高知県下 450 円の入浴料、浴場料金のところが、実際に安い値段での運営でした。

この 27 年間での出していただいている資料も、実際に要っている費用は 1 億 8,275 万円、26 年間でそのぐらいの負担ですので、やっぱり安芸市民にとって必要な部分だと思います。

2 番の分でちょっと準備してました 27 年目を迎えた元気風呂ですが、9 月 29 日休業です。今議会で可決されました改修調査概算工事費算定委託費 368.2 万円が承認されております。これを使って改修されるようですが、次の 3 番目にいきまして、やっぱり利用者への告知が、開会日の市長挨拶で、高知新聞さんが載せていただいて、市民に少しほは分かったというぐらいの感じでした。この市民の皆様、利用者の皆様への休業告知は、どのようにしていたのかお伺いします。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 利用者、市民の皆様への告知につきましては、早期周知を図るため、10月1日から休業を開始する旨の施設内掲示を元気館におきまして、令和7年7月1日より実施いたしました。あわせて、市ホームページにも告知記事を掲載しております。

また、休業に伴う経過措置として、自宅に入浴設備がない入浴困窮者に対する入浴補助事業の案内につきましては、令和7年9月5日から元気風呂にて利用者全員に声かけを行っております。

○佐藤倫与議長 7番 小松進議員。

○7番（小松進議員） やっぱり7月1日では遅いですよね。まして、やっぱり全員に声かけっていうのが9月5日ですか。ほんの1か月前です。やっぱりもう少し利用者に対して計画的に告知もするべきであったでしょうし、4月の段階で今年度の予算の段階で、後で出でますけど、従業員さんなどの契約更新なんかも実際にはもう今月いっぱい終わるようになっております。やっぱりその時点で、もうちょっと早く利用者、市民に告知するべきだったと考えます。

次の回数券のほうに行かせていただきます。

ある日突然、元気風呂の受付に、御注意ください、回数券のまとめ買いについて。元気風呂は老朽化が進んでおり、各設備が故障した場合、期間中は元気風呂を御利用いただけません。修理は長期に及ぶ可能性があります。一度購入された回数券の料金は払戻しができませんので、回数券は1冊を使い切るごとに新たにお求めいただくことをお勧めいたします。安芸市健康介護課のお知らせの案内文章が掲示されました。

このお知らせ案内文章は、いつ掲示されたのかお伺いします。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 この掲示につきましては、3月に当初予算可決していただきましてから後、年度当初までの間に掲示させていただいております。

○佐藤倫与議長 7番 小松進議員。

○7番（小松進議員） その間のいつですか。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 3月の下旬であったと記憶しております。

○佐藤倫与議長 7番 小松進議員。

○7番（小松進議員） それは違うと思います。8月の中旬に、これを新たに表示されたと利用者の方からお聞きしておりますが、間違いでしょうか。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 重ねての表示ということで、8月にも改めまして、表示させていただきました。

○佐藤倫与議長 7番 小松進議員。

○7番（小松進議員） 実際に大きく丁寧に書かれたのは8月だったようです。

それでは、入浴料の改定はいつ行われたのかお伺いします。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 入浴料の改定は、令和6年4月1日より、先ほど議員がおっしゃられました370円から450円への改定を行ってございます。

○佐藤倫与議長 7番 小松進議員。

○7番（小松進議員） すみません、これ通告にないですが、その改定前後の令和6年3月の回数券の販売数はちょっと分かりますでしょうか。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 はい、申し訳ございませんが、通告にございませんでしたので、資料の持ち合わせ等がなく、明確なお答えができません。

○佐藤倫与議長 7番 小松進議員。

○7番（小松進議員） 構いません。

結局、もう開業以来370円でやられてた料金が、昨年の4月1日に450円に上がりました。それと、やっぱり長い間、もしくは利用されている方は、やっぱりこの値上がりっていうことを前に、もちろんお風呂のある方もコミュニケーションも含めてやっぱりそちらのほうへ伺ったりする方が、かなりおいでます。御利用の市民の皆さんの中には元気風呂が長期休業などの認識もなく、毎日、週6回御利用されていた、長い方は開業当時から御利用の方もおいでます。元気風呂を熱愛する方の中には、現金払いよりお得な回数券11枚つづり、1枚サービスを利用されました。

もし課長が利用するなら、どちらを選びますか、伺います。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 個人としましては、お得なほうを選ぶかと思います。

○佐藤倫与議長 7番 小松進議員。

○7番（小松進議員） はい、ありがとうございます。

まさか長期休業の告知がないので、毎日利用されている市民の皆様の中には、多くの回数券を買われている、購入されている方がおいでます。回数券利用者の中には、冬場、冬季だけの利用者もいるようです。回数券を購入時点で毎日利用しても、令和7年9月29日までには使い切れない枚数で回数券を買われた方もおいでるようです。

回数券には、返金及び一部の返金もできませんと表示されていますが、これは盗難・拾得などの不正防止の対応だと考えます。残った回数券は、どのような対応ができるのか、お伺いします。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 回数券につきましては、安芸市健康ふれあいセンター条例第11条第2項に、「既納の使用料は、還付しない。」とあり、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、入浴券にも返金及び一部返金はできませんと記載しておりますので、払戻しは行わないこととしております。

○佐藤倫与議長 7番 小松進議員。

○7番（小松進議員） 確かに、安芸市健康ふれあいセンター条例第4条「センターに次の施設を置く。」「(12) 入浴施設」とあります。第11条の2に「既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときには、その全部又は一部を還付することができる。」と示されています。

元気風呂の休業は、特別事案、市民サービスの停止です。元気風呂を愛する市民の利用者、回数券は、市長、民間感覚では前払い金です。支払っている回数券の今後の補償、利用者を守る英断を市長に伺います。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 安芸市健康ふれあいセンター条例第11条第2項中の「ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。」の規定につきましては、今後の検討事項としてまいります。

○佐藤倫与議長 市長。

○西内直彦市長 安芸市健康ふれあいセンター条例第11条第2項中の「ただし、市長が特別の理由があると認めるときには、その全部又は一部を還付することができる。」の規定につきましては、これからのお老朽度調査をするという段階でございますので、その結果を踏まえて総合的に判断したいと考えております。

○佐藤倫与議長 7番 小松進議員。

○7番（小松進議員） ありがとうございます。

やっぱり一部の市民の皆さんはどうなるのかっていう心配を大変されておりました。よろしくお願いします。

ただ、ちょっと回数券を支払えない場合に、それと、すみません、次の契約社員についてお伺いします。

開設当初から元気風呂の運営を26年間支えていただいた職員のKさん、職員といえば契約社員のKさん、元気風呂を愛する市民、御利用者の皆さんから大変信頼されています。Kさんの10月での契約解除になる今後の処遇をお伺いいたします。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 先ほど契約社員というお尋ねでございますが、元気風呂は契約社員ではなく、主な業務を事業者に委託して管理運営しているほか、補助業務をシルバー人材センターに委託しております。

今年度の契約は、相手方との協議の上、委託事業者は10月31日まで、シルバー人材センターは9月30日までとする契約を締結しております。

委託事業者への処遇というお尋ねでございますが、これまで26年間にわたり安全に施設を管理してくださり、多くの利用者や関係者から信頼されるすばらしい働きをしてきていただいており、大変感謝しております。市としましては、御本人の意向に配慮しつつ、求人情報等の提供を

行っているところであります。

○佐藤倫与議長 7番 小松進議員。

○7番（小松進議員） よろしくお願ひします。

6番の今後の方針についてお伺いします。

10月1日、本日からお風呂のない方、ある市民の皆様への対応、サウナを利用されている市民の皆様の行き先はあるのか、ホテルTAMA Iさんへの受入れ状況はいかがなものかお伺いします。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 入浴困窮者につきましては、個別の相談対応を行い、現在1名を認定しております。

先ほどお尋ねありました事業者さんにおかれましては、一般入浴営業を準備されており、令和7年11月1日からの営業開始に向けて、10月上旬から順次、事業者の公式ウェブサイトへの掲載と公式アカウント、SNSで情報発信をしていくというふうにお伺いしております。

○佐藤倫与議長 7番 小松進議員。

○7番（小松進議員） よろしくお願ひします。

多くの市民、利用者の皆さんのが、やっぱり元気風呂復活、また洗い場、サウナなども拡張していただいてリニューアルすることを望んでいます。僧津の○さんは80歳ですが、毎日サウナでデトックス、風邪も引かずに体も心も整うようです。安芸市でもサウナブームは健在です。

どのぐらいまでの修繕、改修費なら再開するのか、市長に伺います。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 これから行います調査結果を踏まえて、今後の方針案を検討いたします。

○佐藤倫与議長 7番 小松進議員。

○7番（小松進議員） ちょっと市長が答えにくいようですので、今議会でもまだ出番のない市民課長されました副市長にもお伺いしたいと思います。

○佐藤倫与議長 副市長。

○植野浩二副市長 先ほどより、これから老朽度調査をするということで、その中で例えば大規模な改修が必要となると、その投資が果たして必要なものかということも含めて、また利用される方の満足度も考えた上でですね、総合的に判断せないかんと思いますが、廃止ありき、もしくは再開ありきということではないですけども、細かい調査をして、判断する必要があると思います。以上です。

○佐藤倫与議長 7番 小松進議員。

○7番（小松進議員） ありがとうございました。どうかよろしくお願ひします。

たくさんの市民が望む元気風呂が一日も早く再開することを願いまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○佐藤倫与議長 以上で、7 番小松進議員の一般質問は終結いたしました。

2 番 徳広洋子議員。

○2 番（徳広洋子議員） 初めに、西内新市長の就任、誠におめでとうございます。安芸市を代表する立場となられました。これまでの経験を生かし、常に市民の立場、市民の目線で安芸市の明るい未来を開く市政のリーダーシップを発揮していただきますようお願いいたします。

通告に従いまして一般質問をいたします。

1、参議院選挙について。

（1）移動期日前投票の実施効果と今後の取組について。

7 月 3 日公示、7 月 20 日投開票で行われました参議院選挙で、移動期日前投票が行われました。

まず、最初に、移動期日前投票の各開設場所と実施日、時間帯をお伺いいたします。

○佐藤倫与議長 選挙管理委員会事務局長。

○北村博昭選挙管理委員会事務局長 お答えします。

期日前投票所として、市役所 1 階の多目的室以外の投票所を、参議院選挙では 5 か所設置いたしました。

まず、新庁舎に移転して初めて行った昨年の衆議院選挙でいただいた御意見、市議会でいただいた御意見を参考に、旧庁舎北別館 1 階に 7 月 12 日・13 日、土曜・日曜の 2 日間、午前 9 時から午後 5 時まで設置をいたしました。

また、これまで投票所の統廃合や移設の際にいただいた意見から、開設している投票所 4 か所を 7 月 17 日に開設をいたしました。

4 か所ですが、大井公民館では午前 9 時～9 時半まで、内原野公会堂では午前 10 時半～11 時半まで、畠山公民館では午後 1 時半～2 時半まで、下尾川集会所では午後 3 時半～4 時半まで、それぞれ設置をいたしました。以上です。

○佐藤倫与議長 2 番 徳広洋子議員。

○2 番（徳広洋子議員） 移動期日前投票の実施日、時間を決めた理由をお伺いいたします。

○佐藤倫与議長 選挙管理委員会事務局長。

○北村博昭選挙管理委員会事務局長 お答えします。

旧庁舎につきましては、今回が初めて設置となりましたので、実際どれぐらいの利用者があるということは分かりませんでしたが、従事者など人の調整からまず日数は 2 日と考えました。

次に、設置の日ですが、参議院選挙では、期日前投票の期間が長く、3 週間にわたることから、期間中の土曜・日曜日に設置したほうが利用しやすいと考え、2 週目の土曜・日曜、7 月 12 日と 13 日の 2 日間設置することといたしました。

また、開設の時間ですが、立会人や従事者の方の従事する時間や利用される方は、旧庁舎の近くで車を持たれてない御高齢の方が多いであろうと考えて、時間帯は午前 9 時から午後 5 時といきました。